

仲裁判断の骨子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2014-007

申 立 人 X

申立人代理人 弁護士 合田 雄治郎
同 安藤 尚徳
同 石原 遥平

被 申 立 人 公益財団法人日本自転車競技連盟 (Y)

被申立人代理人 弁護士 畑 敬
同 金澤 恭子
同 村頭 秀人

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは、次のとおり判断する。

- 1 申立人の請求の趣旨 (1) 及び (2) を棄却する。
- 2 申立人の請求の趣旨 (3) 及び (4) にかかる申立てを却下する。
- 3 申立料金 54,000 円は、申立人の負担とする。

本件は、緊急仲裁手続であるので、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第 50 条第 5 項に基づき、以下に理由の骨子を示し、規則第 44 条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人及び被申立人に送付する。

理由の骨子

1 申立人の主張

申立人は、2015 年ロードアジア選手権大会（以下「本大会」という。）の女子エリートの個人タイムトライアル（以下「本種目」という。）の出場正選手として A を選出し、申立人を補欠とした決定（以下「本決定」という。）の取消し等を求める本件申立ての理由として、以下のことを主張する。

- ① 2014 年の世界選手権、アジア選手権大会等大きな大会における申立人の成

績と A の成績とを比較すれば、A を本種目の出場正選手とし申立人を補欠としたのは著しく合理性を欠くこと。

- ② 被申立人の本決定は、上記大会の成績を適正に考慮せずに、申立人の被申立人に対する態度等を不利益に考慮するなど、競技団体に許容されるべき裁量を逸脱した恣意的なものであること。
- ③ 被申立人は2015年1月19日には既に本決定を行っていたにもかかわらず、あえて申立人に対する通知を意図的に遅らせて申立人の不服申立ての機会を不当に奪おうとしたもので、適正・公正な手続の保障に反するものであること。

2 被申立人の主張

被申立人は、上記申立人の本件申立ての理由に対して、以下のとおり主張した。

- (1) 申立人の主張①に対して、被申立人は、申立人を本種目に2014年12月25日にエントリーしていること（乙第1号証）、被申立人は、強化委員会の答申に基づき、強化本部会で本大会の出場予定選手を決定したが本種目の出場正選手はロードの選手の中から指名されることになっていること、A を出場予定者、申立人を補欠と決定しているが、最終的な出場正選手の決定は、本種目開始時間（2015年2月14日午前8時）の24時間前までになされること、この選出については被申立人ロード部会のBに決定権限が付与されており前日のロードレースの経緯によって最終的に決定されること、申立人とAの成績を比較する場合、全日本選手権大会の結果が重視され、申立人は2013年に優勝しているが、2014年及び2012年までの5年間は、Aが優勝していること、全日本選手権以外の大会は一方が出場しなかったこと、一方のコンディションが完全でなかったこと等から参考とする要素が少ないこと、以上の理由からAを出場予定選手、申立人を補欠とした決定は合理的なものであること。
- (2) 申立人の主張②に対して、選手がチームとしての行動に従わないことは選考に影響する可能性があること。
- (3) 申立人の主張③に対しては特に反論していない。

3 本大会の本種目の出場選手決定の経緯

- (1) 本種目の出場正選手の選考基準は公表されていない。
- (2) 被申立人は、申立人を、本大会の女子エリートのロードレースの6名の選手の1名として、また本大会の本種目の2名の選手の1名として、2014

年 12 月 25 日付でエントリー・フォームを作成した（乙第 1 号証）。

- (3) 申立人が被申立人の選手強化本部会本部長宛の、2015 年 1 月 14 日付「2015 年アジア選手権大会への日本選手団の派遣について（案）」と題する書面に、女子エリートのロードの 4 名の選手の 1 名として記載されている（乙第 2 号証）
- (4) 被申立人は、申立人宛の 2015 年 1 月 19 日付「2015 年ロードアジア選手権大会（タイ王国・ナコンラチャシマ）への派遣について」と題する書面において、申立人を本大会の日本代表選手団の選手として派遣することが記載されており（甲第 5 号証）、また被申立人 C の名の下に同趣旨の電子メールが同日付で申立人に送付されている（甲第 4 号証）。
- (5) 被申立人 C の名の下に申立人宛に送付された 2015 年 2 月 2 日付電子メールに本種目には 1 名しか出場できないので、A を出場予定選手、申立人を補欠に選出した旨の記載がある（甲第 6 号証）。
- (6) 本大会の本種目の出場正選手は、レース開始時（2015 年 2 月 14 日午前 8 時）の 24 時間前まではエントリーされた選手の中で変更することが可能である。この選出権限は、B に付与されており、直前の選手の状況を基に決定される（乙第 7 号証）。

4 本件申立てに対する判断

(1) 申立人の主張①に対する判断

申立人は、申立人の 2014 年及び 2013 年の世界選手権大会、アジア選手権大会及び全日本選手権大会における成績に基づいて判断すれば、本大会の本種目の出場正選手として申立人を選出し、A を補欠として選出すべきであるのに、そのようにしなかったことは、著しく合理性を欠く決定であると主張する。

被申立人は、代表選手の選考は、強化委員会（6 名）の答申に基づく強化本部会（9 名）で決定されたと主張し（乙第 2 号証及び乙第 8 号証）、申立人も特にこれを争わない。

被申立人は、両選手の成績に関し、アジア選手権大会及び世界選手権大会については、参考とすべき要素が少ないので、全日本選手権大会の成績を重視すべきとする。

両選手の全日本選手権大会における成績についてみると、2013 年は申立人が優勝、A が準優勝、2014 年は申立人が準優勝、A が優勝と両選手の最近の成績は拮抗している。

2014 年の世界選手権大会の成績は、申立人は 14 位、A は 18 位であり（甲第 10 号証）、際立った差異はない。UCI のポイントについても、申立人は

22 ポイント、A は 23 ポイント（甲第 15 号証及び甲第 16 号証）とほぼ同じである。

以上の点から、申立人と A の成績は甲乙付けがたいものといっても過言ではない。したがって、両選手の成績から判断した場合に、被申立人が A を本種目の出場予定選手とし、申立人を補欠とした決定が著しく合理性を欠くということとはできない。

(2) 申立人の主張②に対する判断

次に、申立人の被申立人に対する態度等を不利益に考慮することについて、被申立人は、被申立人の指示に従わずチームとしての行動に従わないことは、アンチ・ドーピングの居場所情報関連義務違反に抵触するリスク等から、選考に影響する可能性があることは認めている。

本件において、この点が実際に判断されたかどうかは不明であるが、仮に、成績において甲乙付けがたい選手がいる場合に、チームとしての行動に従わない選手の方を不利益に扱うことがあったとしても、裁量の範囲を逸脱しているということとはできないというべきである。

(3) 申立人の主張③に対する判断

最後に、被申立人が本決定の通知を意図的に遅らせたとの主張については、本決定が具体的に何時なされたかは、本決定に関与した者が本大会の会場であるタイに出発したため明らかではないが、少なくとも 2015 年 1 月 19 日から同年 2 月 2 日の間になされたことには争いがない。しかし、被申立人が通知を意図的に遅らせたとの証拠はなく、また同年 2 月 2 日に申立人に通知したことによって申立人の不服申立ての機会が奪われた事実はないので、適正・公正な手続に違反したということとはできない。

5 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

2015 年 2 月 12 日

スポーツ仲裁パネル
仲裁人 竹之下義弘

仲裁地 東京都